

# 青森県報

第三千三百七号

平成二十二年  
十月二十七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………( 同 ) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) ……二

### 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……三
- 右 同……………(港湾空港課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四
- 右 同……………(県民局) ……四
- 右 同……………(下北地域) ……四
- 右 同……………(県民局) ……四

### 告

### 示

#### 青森県告示第七百五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条

第三号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
みんゆう調剤薬局 イトーヨーカ堂店	弘前市大字駅前三丁目一	平成三・二・一

#### 青森県告示第七百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したため、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人 社会福祉法 会 人 梵 珠 福 祉 会	就労継続 支援B型	青森市浪岡大字 長沼字南藤巻八 四	平成 三・二・一
特定非営利 活動法人 れ愛ふらざ あおば	就労継続 支援A型	八戸市下長六丁 目一二の一〇	"
		障害福祉サ ービス事業 所 アップル ハウス大釈 迦	
		青森市浪岡大字 長沼字南藤巻八 四	
		八戸市城下一丁 目一二の二	
		クあっとワ ー	

#### 青森県告示第七百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名

称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により  
公示する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人明恵	社会福祉法人松緑	社会福祉法人松緑	社会福祉法人松緑	社会福祉法人松緑	社会福祉法人松緑	指定障害福祉サービス事業者
青森市小柳の一丁目一七八	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	主たる事務所在地
居宅介護支援事業所	短期入所	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護	障害福祉サービスの種類
ヘルパーズあいのふれ	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設	障害福祉サービス事業所
青森市浜館の四丁目一〇一	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	上北郡大六ヶ所村大字出三戸字柵沢二二三	所在地
"	"	"	"	"	"	変更年月日

青森県告示第七百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、  
次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があっ  
たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人虹	特定非営利活動法人虹	特定非営利活動法人虹	特定非営利活動法人虹	特定非営利活動法人虹	特定非営利活動法人虹	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
八戸市大字田面の久保三	八戸市大字田面の久保三	八戸市大字田面の久保三	八戸市大字田面の久保三	八戸市大字田面の久保三	八戸市大字田面の久保三	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	平成三〇・三
児童デイサービス	生活介護	相談支援	共同生活援助	生活介護	児童デイサービス	身体障害者施設（通所事業）	短期入所	身体障害者施設	身体障害者施設	身体障害者施設	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	平成三〇・三
療育センターはと	デイサービス	サポート虹	サポート虹	サポート虹	サポート虹	身体障害者施設	短期入所	身体障害者施設	身体障害者施設	身体障害者施設	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	平成三〇・三
八戸市大字尻内一丁目一	八戸市城下一丁目二	八戸市大字尻内一丁目三	八戸市大字尻内一丁目三	八戸市大字尻内一丁目三	八戸市大字尻内一丁目三	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	弘前市大字原ヶ	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	平成三〇・三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	平成三〇・三

特定非営利活動法人サポーターセンター虹	八戸市大字田面の三三	児童デイサービス	サポーターセンターみらい	八戸市大字田面の二〇の二	"
---------------------	------------	----------	--------------	--------------	---

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県統合庶務システム機器等貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部人事課  
青森市長島一丁目一の二
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年九月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
富士電機システムズ株式会社  
東京都品川区大崎一丁目一の二
- 六 契約金額  
二千九百九十三万七千六百円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日  
平成二十二年八月六日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
空港用化学消防車 一台（下取一台）
- 二 調達方法  
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県土整備部港湾空港課  
青森市長島一丁目一の二
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年十月四日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
有限会社丸栄消機  
青森市栄町一丁目二の二
- 七 契約金額  
二億五千七百七十九万六千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効

な入札を行った者を契約の相手方としたものである。  
九 入札の公告を行った日  
平成二十二年八月十六日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社日進電気

二 代表者の氏名 川村 幸雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字谷地九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一三〇一二号

五 取消年月日 平成二十二年九月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社グリーンキーパー

二 代表者の氏名 斉藤 寛之

三 主たる営業所の所在地 むつ市昭和町二四の二〇  
四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第六〇〇二二四号  
五 取消年月日 平成二十二年十月四日  
六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年六月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭